

平成 28 年 8 月 9 日
スポーツ推進担当部

世田谷区立尾山台地域体育館の運営について

(付議の要旨)

世田谷区立尾山台地域体育館の指定管理者の業務について、現行指定管理期間終了後の平成 29 年 4 月 1 日以降、業務委託に切り替える。

1. 主 旨

世田谷区立尾山台地域体育館の指定管理者の指定期間が平成 29 年 3 月 31 日で終了することに伴い、区の指定管理者制度運用に係る指針（平成 21 年 12 月）（以下、指針という。）に照らし、この間の指定管理者制度適用の効果等を検証した結果、平成 29 年 4 月以降、業務委託に切り替える。

2. 施設の概要

- (1) 施設名 世田谷区立尾山台地域体育館
- (2) 所在地 世田谷区尾山台三丁目 19 番 3 号
- (3) 現在の指定管理者 尾山台地域体育館運営協議会
- (4) 現在の指定期間 5 年間（平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

3. これまでの経緯

現在の尾山台地域体育館運営協議会は、地域住民のスポーツ振興と相互交流を深めるために設立されたもので、平成 18 年度より指定管理者として地域に根差した運営・活動の実施に努めている。

一方、指定管理者の選定においては、原則として公募によるが、事業の内容やこの間の実績等を踏まえ、特別の事情により非公募とし、運営協議会が指定管理者としてスポーツ教室運営を担ってきている。

また、尾山台地域体育館の施設維持管理業務は、別途区から公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団に業務を委託している。

4. 業務委託へ変更する理由

- (1) 指定管理者制度は、公の施設を対象として創設された制度であり、施設の維持管理と事業の一本化により、施設目的達成を推進するものである。しかしながら、現在、運営協議会はスポーツ教室運営などの事業を指定管理業務としており、制度適用による効果を期待することが難しい。
- (2) 指定管理者制度は、民間事業者の経営手法や運営ノウハウを活用する効果を求めている。一方、運営協議会は地域住民や各競技種目代表等から構成され、スポーツを通じた地域のコミュニティ形成や活性化に資する点が長所であり、その点において成果も挙げている。当該施設の設置目的等から、その主体性を確保しつつ、業務委託による運営が望ましい。

以上の理由から、平成29年4月以降、業務委託に切り替えることとする。

5. 今後のスケジュール

平成28年9月	区民生活常任委員会報告
平成29年4月1日	業務委託による事業の開始